

令和 5 年度

3 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和 6 年 3 月 1 3 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第39号」及び「議題第41号」については、人事に関するものであることから、「議題第40号」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和5年度2月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第34号 宮崎県人権教育基本方針の改定について

人権同和教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

島原委員

基本方針を改定するに至った経緯や、これまでとどのように変わったのかを教えてください。

人権同和教育課長

人権をめぐる国内外の状況等を踏まえた上での改定とともに、県内で宮崎県人権尊重社会づくり条例の施行が行われたことによって、宮崎県人権施策基本方針が策定されることになりました。

これまでの方針が廃止されることから、宮崎県人権教育基本方針に用いていた宮崎県人権教育・啓発推進方針を変えることになりました。現状の人権課題については、これまでも取り組んでいる人権課題に含まれておりますので、項目の修正等の調整はありますが、大きな方針の変更はありません。今後、この方針に基づく基本資料の改定作業を、関係各課と連携しながら進めていき、各学校に周知していきたいと思っております。

教育長

根拠となるものが変わるため改定するということです。学校で

指導する際に使用する資料については、その内容で必要があれば宮崎県人権施策基本方針を反映していくということでありませ

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第 35 号 教育委員会事務局に定年延長後の職を設置することに伴う関係規則の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山郁子委員

定年延長に関して、令和 5 年 4 月から令和 13 年 4 月まで段階的に進めるとのことですが、改正については令和 13 年の定年延長が確立するまでの時限的な対応なのか、それとも、60 歳を基準にして、キャリアアップは 60 歳以降は行わないという設計されているのかどうか教えてください。

教育政策課長

基本的な考え方として、60 歳は役職定年としまして、それ以降は、管理職だった場合は管理職以外の職になるという制度設計であります。基本は 65 歳が定年で、60 歳までが役職的に上がっていく期間とはなりません。令和 5 年度から令和 13 年度までは、経過措置的に運用していく形となります。

松山郁子委員

65 歳をトップとして考えていくのか、それとも、60 歳をトップとして管理職を退職していくのでしょうか。今の説明だと、60 歳で管理職を退職して、それ以降は希望に応じて、新たな職に就いていくということになるのでしょうか。

教育政策課長

業務上のステップアップについては、60 歳を終わりとして制度

設計しております。その後は、経験等を生かして適材適所で配置を考えてまいります。

教育長

学校の方はどうですか。

教職員課長

次の議題である 15 ページの下にある参考表のとおり、公立学校における職を整理しております。左側には、管理職を含めた 60 歳までの職を記載しておりますが、右側の記載では定年延長後の職を全てスタッフ職としております。

松山郁子委員

民間では、定年までは経験を生かしてステップアップしている事例もありますので、教育委員会や学校においても取り入れてもよいのではないかと思います。公務員の規則等もあると思いますので、この件については理解いたしました。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第 36 号 公立学校に定年延長後の職を設置することに伴う関係規則の一部改正について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第 37 号 令和 6 年 4 月 1 日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正に伴う関係規則の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

松山郁子委員

特別支援教育担当について、組織の円滑な運営を図るため、教育支援課から移管するとのことですが、もう少し詳しく教えてください。

教育政策課長

教育研修センターの総務課以外は、学習研修課があり、主に基本研修や職能研修、教科等指導力向上研修を担当しています。

もう一つは教育支援課であり、学校教育の支援機能をサポートする教育課題支援担当や特別支援教育担当、教育情報支援担当があります。学びの多様化支援担当については、業務内容が教育支援課に属するものになります。そのため、教育支援課の担当が4つになることで組織的なバランスがとりにくくなることや、特別支援教育担当は相談だけではなく研修も高い頻度で行っているという理由で、特別支援教育担当を学習研修課へ移管させた方が業務的にスムーズになると考え、見直しをしたところでもあります。

教育長

特別支援教育の相談はどのように残っていくのかも説明してほしいと思います。

教育政策課長

元々は、特別支援教育担当については、「特別支援教育に関する相談に関すること」とありました。実際は研修も行っておりました、学習研修課に移管したとしても、名称が「特別支援教育に関する研修に関すること」と変わるだけで、研修だけではなく引き続き相談業務も行っていく予定であります。

松山郁子委員

教育支援課の特別支援教育に関する相談業務は、そのまま教育支援課の業務として残るということですか。

教育政策課長

教育支援課の相談に関する業務は、学習研修課の「特別支援教育の研修に関すること」に移管するということでもあります。研修の中に相談も含まれるということでもあります。

松山郁子委員

25 ページの対照表において、相談が研修に変わるということですか。そうすると、相談業務が隠れてしまうことになってしまうのではないかと思います。

教育政策課長

特別支援教育に関することは、専任の教員がついているため、相談業務についても学習研修課に移管するということでもあります。

柳委員

特別支援教育に関しては、研修も大事ですが相談も重要であると思います。改正の中に「相談に関すること」という記載がないということに私も心配になりました。

教育政策課長

学習研修課は研修に関することとありますが、教育支援課については、支援に関すること、及び相談に関することとありました。内容としては、どちらでも研修を行いますし、相談も受けるということになりますが、規則上の書きぶりとして、学習研修課は他の業務も「研修に関すること」に合わせたところであります。

松山郁子委員

学びの多様化支援担当について、規則上は不登校児童生徒の支援という書きぶりではありますが、学びの多様化という言葉は、学習の多様化や指導方法の多様化など、不登校支援にとどまらないというイメージがありますので、名称をつけるに至った理由や不登校支援が主な業務であるということをどのようにアピールされるのか教えてください。

教育政策課長

全国的にも、不登校支援に関することは学びの多様化支援という表現になってきているため、この名称にさせていただきました。内容としては、主に不登校児童生徒の支援に関するものとしておりますが、いろいろな業務が拡大していくことが想定されますので、幅

広い視点で考えられるように設定したところであります。

教育長

これまでは教育支援課の中で「特別支援教育の相談に関わること」とあり、特別支援教育の相談窓口が明確な名称でありましたが、実際に研修に関わることも多く行っていたため、学習研修課に移管したところであります。相談業務が薄まらないように、学校や市町村教育委員会へもしっかりと周知して行ってほしいと思います。

また、学びの多様化支援担当については、授業の中身を軽減して行うことができる不登校特例校という名称が、学びの多様化学校という名称に変わってきたため、国の動きに合わせて改定したところであります。加えまして、不登校児童生徒の支援に関することと打ち出しておりますが、御指摘のとおり、多様化でありますので、その他の課題も出てくると思います。それらへの対応も含めて、研修センターで実践・実証して行ってほしいと考えておりますので、こういったことを行っているというアナウンスをしっかりと行っていきたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第 38 号 国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則の一部改正について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 令和6年2月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

不登校について、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーが増員されるということで、児童生徒にとっても保護者にとってもよいことと思います。人員の確保と配置は、どのように行われるのでしょうか。

人権同和教育課長

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーはほぼ倍増することになり、人員確保も進めているところであります。スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーともに、まだ完全に人員を配置できていないため、継続して募集している状況であります。

スクールカウンセラー配置については、不登校は小学校からの対応を手厚くしていく必要があると思いますので、今後は定期的にスクールカウンセラーが小学校に行けるように進めているところであります。これまでは小学校からの要望を受けて派遣という対応をとっていましたが、今後は定期的にスクールカウンセラーが訪問することで、計画的なカウンセリングや未然防止のための取組や早期の対応に役立てていただきたいということで進めております。

木村委員

実際は、スクールカウンセラーと保護者等の間で合う、合わないという問題も生じて、相談しても結果が出ないといったことを聞いたことがあります。これだけスクールカウンセラーの人数が増えれば、相談においてスクールカウンセラーの交替もできるようになるのでしょうか。

また、担任に関することで悩んでいる保護者もいますので、担任からの要請ではなく、直接スクールカウンセラーに相談できるよう

になるとよいなと思います。

人権同和教育課長

スクールカウンセラーと相談者の間で意思の疎通がうまくとれないといった事案の報告も受けております。そういった場合の対応といたしまして、スーパーバイザーを活用して、事案で困っていることをスクールカウンセラー自身が相談できる体制づくりや、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー同士で事案の対応について研修できる機会を設けるなどして対応していきたいと考えております。

木村委員

相談の際に保護者と何が合わなかったということも、学校からスクールカウンセラーへフィードバック等で伝えていただけるとありがたいと思います。その方のスキルアップにもつながると思います。

人権同和教育課長

スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも学校長の要請で対応しておりますので、保護者等との関係でうまくいかなかった場合は、学校長を通じて課題を共有していき、必要な場合は、教育委員会においても支援していきたいと考えております。

教育長

どの学校にもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図るための窓口があり、担当を明確にした上で連携を進めております。

加えて、フィードバックに関しては、スクールカウンセラーがフィードバックを望まない場合や、守秘義務上、すべてをフィードバックできない場合もあるため、学校も苦慮することがあります。

そういった場合は、カウンセラーのカウンセラーとしてスーパーバイザーがスクールカウンセラーに助言を行いますので、学校の窓口としての機能を果たしてくれると思います。

柳委員

32 番の読書県みやぎきについて、読書アンバサダーの米良さんとの動画を作成するというところで、先程完成した動画も拝見させてもらい、読書県みやぎらしいすばらしい内容でした。この動画をどのように活用していくのか教えてください。

生涯学習課長

米良さんにはとても協力していただき、ありがたい存在であります。今年度作成した動画はYouTubeの県政チャンネルや、図書館を含めた生涯学習課のホームページをとおして閲覧できるようにし、読書県みやぎきを広く周知していきたいと考えております。次年度は、幅広い県民目線に立ち、電子書籍等をPRする動画も作成していきたいと考えております。

柳委員

読書県みやぎきが県民に定着することが一番だと思っておりますので、いろいろな所で広めてほしいと思っております。電子書籍も楽しみにしております。「I Bag I Book」等の取組もよいと思っておりますので継続してほしいと思っております。

生涯学習課長

今後は、学校教育とも連携し、また市町村の図書館や大学の図書館とも連携し、読書県みやぎきを一緒に作っていかうとする風土づくりも始めていきたいと考えております。

島原委員

防災について、南海トラフの津波の可能性も高まっているなか、防災教育は改めて重要な視点であると考えております。セーフティプロモーションの考え方について、誰が見ても防災について取り組んでいるということがわかることは必要だと思っております。県としてはどのように進めていくのか教えてください。

人権同和教育課長

国も教育振興計画の中で、セーフティプロモーションスクールの考えを取り入れた取組の推進を図っております。本県も早期から対応を進めておりまして、全国的に見ても先進的に取り組んでいるところであります。現在、海岸地域を中心とした指定をさせていただきながら、セーフティプロモーションスクールの認証を受けた学校を増やしてきているところであり、今後もこの取組を県内全体に発信していきたいと考えております。

松山竜也委員

52番の不登校について、県の教育支援センターに設置予定の「コネクト」には、どのような職種の方が配置されるのか教えてください。

人権同和教育課長

県教育支援センターについては、県教育研修センター内に設置するというので、学びの多様化支援担当が中心となって業務にあたっていかれると考えております。不登校の県教育支援センターの取組については、現在要綱等を定めているところではあります。研修センター所長を中心とした運営委員会を設けて、そこに人権同和教育課も入りながら、方向性を定めてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。責任者は研修センター所長に兼務していただくこととなりますが、組織を整えて取り組んでいくこととなります。

教育長

大学生の支援について紹介してほしいと思います。

人権同和教育課長

「コネクト」で取り組むなかで指導主事以外にも、支援員という形で4名程の配置を計画しております。それに加えて、子どもたちの対応や、市町村と連携するなかでコンテンツを提供していくことも考えており、そこで大学生の有償ボランティアの方々の配置も検討しているところであります。

教育長

計画段階ではありますが、このような形で進めているということでもあります。

木村委員

防災・安全教育について、高校生のヘルメットの着用推進リーダー校が4校ということ、生徒会が中心となって取り組んでいることですが、このように、生徒が主体的にルールを決めていくことが大事だと思います。主権者教育の意味でも少数派の意見に耳を傾けるなどの機会もあると思いますので、とてもよい取組だと思います。今後の取組も楽しみにしております。

人権同和教育課長

本県では、法の改正の当初から、生徒自らがヘルメットを着用し安全意識を高めて行動する状況をつくっていきたいということで取り組んでまいりました。そのなかで着用推進リーダー校においても、生徒会を中心にしっかりと取り組んでいただくことを期待しております。教育委員会としましても、PTAの協力も得ながらバツ

クアッパしていきたいと考えております。

島原委員

40 ページの読書・図書について、いろいろな資料を使って考える力をつけさせるためには、司書の力が大きいと思います。子どもたちが興味関心をもって、自ら調べていこうとする態度を身に付けさせていくためには、先生と司書の連携は欠かせないと思います。今は、手軽に情報を検索できるようになっていますが、1つのテーマについて様々な角度から調べるという力を図書館の活用をとおして子どもたちに身につけさせてほしいと思います。

義務教育課長

本を活用した学びは非常に重要であると思います。義務教育段階の学校でも、約8割程度が学校司書を雇用し、図書の環境整備にあたっているという現状です。主体的に学ぶことが大事でありますので、探究学習も含めて、教科の学びにおいても読書を推進しているところであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 令和6年度(令和5年度実施)宮崎県公立学校教員採用選考試験結果について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 高等特別支援学校開校スケジュールについて

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他④ 宮崎県立高等学校入学者選抜における全国からの出願を認める学校・学科について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

なぜこの2校が選ばれたのですか。またどれくらいの人数を見込まれていますか。

高校教育課長

高千穂高校については、地元の自治体からの強い要望があり、また、G I A H S (ジアス) アカデミーと言いまして、各学科において地域と連携した特色ある教育活動を実施していただいているという理由から、今回認めていただくと考えております。

海洋高校については、全国に36都道府県にしか水産に関する学科のある高校がありません。あるとしても、1県に1校または2校しかありません。そのため海洋学科または水産科を有する高校は全国的にも希少であります。

また、海洋高校は特色ある教育活動を行っており、進洋丸も県民の船として活用していただいているところであります。今の取組を全国的にも発信することで、水産に関する学科のある高校がない地

域に住んでいる生徒が水産について学びたいという興味をもって入学してもらえないのかと考え、海洋高校についても認めていただきたいと思います。

募集人数については、各学科の募集定員の 20%以内と考えております。募集定員については、7月に正式に決定いたしますので、人数については現段階では申し上げられません。

島原委員

この取組は非常によいことだと思います。高校卒業後の出口について、生徒が地域の活性化に資するようになってほしいと考えております。地域の自治体や企業等も一緒に関わりながら推進していく必要があると思います。

高校教育課長

飯野高校の全国卒の生徒は、宮崎が大好きになり、宮崎大学に進学した例があります。地元自治体も応援してくださり、生徒たちにえびの市の魅力をしっかり伝えていただきました。また、生徒たちが、えびの市の魅力を地元の子どもたちに伝え、生徒たちも地元の子どもたちも改めてえびの市の魅力を知るきっかけになりました。こういった好事例を紹介しながら、地元自治体との連携を深めたいと考えております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、年度が代わり4月18日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(15:16)